1665

県南地域(白河市)においてしいたけ栽培業等を営む申立人のしいたけに係る平成30年分の営業損害(逸失利益)について、ほだ場に置いていたほだ木が放射性物質に汚染され、その廃棄をすることが困難であって、また、他にほだ場となるべき土地を有していないことから、依然として栽培を再開することができなかったとして、申立人の米栽培事業が、原発事故後に増収となっているものの、米栽培としいたけ栽培の繁忙期は異なること等を考慮し、原発事故の影響割合を9割として賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号(以下、「本件」という。)につき、X(以下、「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下、「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の各期間に限る)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

営業損害(原木しいたけ露地栽培に関する逸失利益)

金68万2084円

2 損害期間

自平成30年1月1日 至平成30年12月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目に掲げる損害の賠償についての和解金として、金68万2084円の支払義務のあることを確認する。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

- 1 申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に 限る。)について、以下の点を相互に確認する。
 - ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及 ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを 妨げない。
 - イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申 立人に対して別途請求しない。
- 2 申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目の対象期間以降の損

害の存否及びその金額については、本和解の対象外であり、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 令和2年3月13日

(仲介委員 太田 治夫)